

阿賀野市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

阿賀野市長 加藤博幸

#### 阿賀野市規則第16号

##### 阿賀野市公印規則の一部を改正する規則

阿賀野市公印規則（平成16年阿賀野市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(使用の承認)」に改め、同条第1項中「押印すべき文書、当該文書に係る決裁文書又は証拠書類及び公印使用簿（第5号様式）（以下「決裁文書等」という。）を当該公印の保管者又は取扱者に提示して、使用」を「次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により、保管者又は取扱者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 文書管理システム（公文書の收受、起案、決裁、保存等の事務処理を行うための情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）による決裁を受けた文書  
文書管理システムにより公印の使用を申請した上で、押印すべき文書を当該公印の保管者又は取扱者に提示する方法
- (2) 前号に掲げる文書以外の文書 押印すべき文書、当該文書に係る決裁文書又は証拠書類及び公印使用簿（第5号様式）（以下「決裁文書等」という。）を当該公印の保管者又は取扱者に提示する方法

第8条第2項中「前項」を「前項第2号」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。